

II 図書館関係の通知・通達等

1 社会教育法及び図書館法に関する照会について

昭和25年12月27日 委社第819号
福島県教育委員会あて
文部省社会教育局長回答

問1 社会教育法第21条第1項の「市町村」とは、法第5条により市が特別区を含む以外は、地方自治法第1条にいう普通地方公共団体としての市町村と解すべきか、又地方公共団体の組合をも含むものと解すべきか。

もし、前者とすれば、公民館は組合立では設置することができないと解されねばならないと思うがどうか（法第21条第2項参照）

又後者とすれば、それはいかなる根拠に基くか承りたい。

2 図書館法第11条にいう「市町村」の場合も前項と同様の疑義があるのであつて、公立図書館は、一般に地方公共団体の設置するものであることは、法第10条によつて明らかであるが設置、廃止及び設置者変更の報告に限つて市町村のみとされた理由をいかに解すべきか。

組合立図書館の場合、当該組合は設置、廃止及び設置者変更について報告の義務を負わないと解してよろしいか。

3 図書館法附則第5項にいう「職員」とは、雇傭人を含むものと解してよろしいか。もしよろしいとすればその理由について承りたい。

職員とは、教育委員会法第66条にいう職員と同じであり、地方自治法にいう「吏員」と同一の内容を有するものと解し、雇傭人は含まないと解するかどうか。

4 同法附則第11項の場合、地方自治法施行のとき官吏でなかつたものは新しく法に基く辞令をだすべきだと考えるがこれについてどう措置すべきか承りたい。

答1 社会教育法第21条第1項の規定は公民館を設置することが、普通地方公共団体たる市町村の事務であることと規定したものであるが、同時に、市町村は地方自治法第284条の規定によつて、必要に応じて、組合を作つて事務を共同処理する権限を与えられている。従つて社会教育法第21条第1項の「公民館は市町村が設置する」には市町村が単独で公民館を設置する場合及び組合を作つて公民館を設置する場合の両者があり得ると解釈できる。

以上の理由によつて市町村の組合が設置する公民館は法的に認められ市町村立公民館と同一の取扱いを受けるものであること。

2 図書館法第11条の規定は、同法第3条、第7条、第8条に規定に徴しても明らかである通り、都道府県教育委員会が当該都道府県内の図書館活動を促進助成するために常に的確な行政施策が講ぜられなければならないので管内図書館の事情についてその実態を把握する必要があるため設定されたものであること。

また市町村の組合の設置する図書館については答1と同様の解釈がとられるのでその設置報告の義務については図書館法第11条の規定が適用されるものであること。

3 図書館法附則第5項にいう職員には雇傭人を含むものであること。

地方自治法及び教育委員会法にいう職員には従来解釈に従つて雇傭人を含まないものとされているが、図書館職員は、現在非常に僅少で今後の新しい図書館を運営するためには、相当多数の職員を必要とする関係から従来職員の解釈では十分でないので暫定有資格者となる職員の範囲を便

宜上ひろげたものである。

なお、地方公務員法が成立したので国家公務員法に準じて吏員、雇傭人の別なく公務員とされることとなると思われるから従来の職員の解釈は是正されることとなろう。

- 4 図書館法附則第11項に規定する官吏以外の職員については別段辞令は必要としないこと。

なお、図書館職員の辞令様式は従来のそれと変つたので新しい様式によつてこれらの職員の辞令を出すことは差し支えない。(昭和25年10月12日附文化施第454号参照)

2 司書講習の相当科目単位認定について

昭和26年1月11日 文社施第562号
国、公、私立大学長あて
文部次官通達

図書館法施行規則(昭和25年9月6日文部省令第27号)附則第3項の規定による司書講習の相当科目の単位認定については、下記のとおりあつかわれるようお願いします。

記

様式(略)

備 考

- (1) 科目は、図書館法施行規則第4条の科目名を記載すること。
- (2) 単位は、前記科目について単位数を記載すること。
- (3) 相当科目名は、大学において開講した前記科目に相当する科目名を記載すること。
- (4) 担当教授名は、前記相当科目を担当教授した教授又は講師氏名を記載すること。
- (5) 講義は、教授時間と、講義期間を記載すること。

なお、講義期間は、昭和 年 月 日から昭和 年 月 日までと記載すること。

- (6) 受講者氏名は、前記講義を受講した学生の氏名を記載のこと。

3 社会教育法等の一部を改正する法律等の施行について（抄）

〔昭和34年4月30日 文社社第283号
各都道府県教育委員会あて 文部事務次官通達〕

4 その他の事項

(1) 社会教育委員

市町村の社会教育委員には、諮問的機能のほか、教育委員会の委嘱により青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し助言と指導を行わせることができることとされた。

このことは青少年教育の重要性にかんがみとられた措置であり、その適切な運用が望まれるが、委嘱にあたっては、教育委員会の会議で委嘱事項を特定し、これを明示するとともに、社会教育委員の行う助言と指導にあっても、社会教育関係団体に対して行う場合には、その求めに応じて行うものであることに留意することとされたい。

(2) 委員の報酬

社会教育委員、公民館運営審議会委員、図書館協議会委員及び博物館協議会委員については、従前、報酬が支給されなかったのであるが、今回の改正により、今後は地方公共団体の他の委員と同様に、地方自治法203条の規定が適用されるので、報酬が支給されることになる。従って、すみやかに条例でその報酬の額及び支給方法等と定めるようにされたい。

4 社会教育法等の一部を改正する法律及び同法施行令等の一部を改正する政令等の施行について（抄）

〔昭和34年4月30日 文社社第283号
各都道府県教育委員会あて 文部省社会教育局通達〕

3 委員の報酬について

社会教育委員、公民館運営審議会委員、図書館協議会委員及び博物館協議会委員に報酬を支給することとする改正に伴い、地方公共団体においては、地方自治法第203条第3項の規定により、すみやかに条例で、その報酬の額および支給方法を定めるとともに、所要の財源措置等必要な措置を講じなければならないが、その際、社会教育委員等の職務の重要性について充分に配意するとともに、地方公共団体の他の諮問機関の委員等と均衡を失しないように留意すること。

なお、社会教育委員の報酬支給に伴う財源措置は、地方交付税において措置することとしている。

5 図書館法施行規則の一部改正について

〔昭和43年4月20日 文社社第85号
各国公私立大学長あて 文部省社会教育局長通知〕

このたび、図書館法施行規則の一部を改正する省令が、別添のとおり昭和43年3月29日文部省令第5号をもって公布され、昭和43年4月1日から施行されました。

今回の改正は、司書の講習について改善を図るもので、改正の要点およびその取り扱いは、下記のとおりでありますので、今後の事務処理等についてよろしく申し上げます。

記

- 1 司書講習の受講資格に関し、大学に2年以上在学して62単位以上を修得した者または高等専門学校を卒業した者は、司書講習を受けることができることとし、司書補となる資格を有する者が司書講習を受ける場合には、2年以上の司書補（国立国会図書館、大学または高等専門学校の附属図書館の職員で司書補に相当するものを含む。）としての勤務経験を必要とすることとしたこと。

この改正は、司書講習の受講資格を、短期大学卒業程度にそろえ、講習の能率的かつ円滑な実施を図るものであるが、これによつて大学在学中のものも受講することができるようになること。

- 2 図書館活動の発展に即して司書の資質の向上を図るため、司書講習の科目の編成を新しくするとともに単位数を増加し、司書となる資格を得るためには、次の表の甲群のすべての科目の単位ならびに乙群および丙群の科目の単位のうちからそれぞれ2科目以上2単位以上、計19単位以上を修得しなければならないこととしたこと。

（次の表）略

（科目の内容は、別紙Ⅰのとおりである。）

- 3 司書講習の受講者が、既に大学において司書講習の科目に相当する単位を修得している場合における講習科目の単位の修得の免除については、従来附則第3項に規定されていたが、本則事項として第4条第2項に規定したこと。

なお、大学において修得した単位であつて司書講習の科目の単位に相当するものの認定は、従来「司書講習の相当科目単位認定について」（昭和26年1月11日 文社施第562号国、公、私立大学長あて文部次官通達）に基づいて行つていたが、今後、図書館法施行規則第4条第2項の規定による司書講習の相当科目の単位の認定に関しては、別紙Ⅱの様式により、書類を提出すること。

- 4 司書および司書補の講習の修了証書を与える者を、文部大臣から講習を行なう大学の長に改めたこと。またこれに伴い、講習を行なう大学の長が修了証書を授与したときは、その者の氏名を文部大臣に報告しなければならないこととしたこと。

- 5 その他所要の経過措置等を定めたこと。

別 添（略）

6 司書講習の修了証書の交付について

昭和36年4月11日 文社施第141号
国公立大学事務局長（短期大学を含む）、都道府県教育長あて
文部省社会教育局長通知

このことについては、昭和35年度後期（昭和35年10月1日～36年3月31日）分以降、下記のように処理したいと思いますので御了承のうえ貴管下に周知くださるようお願いいたします。

記

- 1 図書館法第5条第1項第3号により、司書補として3年以上の経験年数を要すると規定されている者が、司書講習を受講し所定の単位を履修した場合には、当該講習の修了時まで経験年数が3年に満たないときにも修了証書を交付するものとする。
- 2 上記の者については、修了証書表記の「司書の資格」が生じていないので、別紙のとおり裏書き（捺印）した修了証書を交付する。
- 3 この裏書き（捺印）のある修了証書の交付を受けた者の司書資格は、所属長（図書館長等）による3年以上の勤務経験を有することを証する証明書を、当該修了証書に添えることによって明らかにされるものである。
- 4 講習の実施大学においては、講習終了後なるべくすみやかに上記該当者（司書補の資格で受講した者）分についても一般の修了者分と併せて修了証書の交付申請の手続をとるものとする。

修了証書の裏書（捺印）の様式

表記の者の資格は、図書館法第5条第1項第3号の規定により、3年以上司書補（国立国会図書館又は大学の附属図書館の職員で司書補に相当するものを含む）として勤務した経験を有した後に生ずるものとする

（参考資料）司書講習の修了証書の交付申請について

昭和28年8月21日 文社施第366号
各国公立大学事務局長、各都道府県教育長あて
文部省社会教育局長通知

昭和26年度以降の司書講習において受講資格が司書補（図書館法附則第4項の規定による司書補を含む。以下司書補という。）として受講したのものには所定単位を修得した場合でも修了証書が交付されておられません。これらのもののうち、本年7月29日以降に3ヶ年の図書館経験年数を生じたものは司書となる資格があるので修了証書を交付いたします。

については、下記参考のうえ貴管下に周知の上申請書を取りまとめ、来る9月30日までに送附して下さるようお願いいたします。なお、9月30日以降に3ヶ年の経験年数を生じたものについては、その都度申請して下さるようお願いいたします。

記

1 対 象

司書補の資格で司書講習を受講し、3ヶ年の図書館経験年数のあるもの、但し経験年数の起算点は法附則第4項の規定による司書補については昭和25年7月30日、司書補講習を受講の司書補については受講大学の所定単位修得認定書の日附とする。

2 提出期日

昭和28年9月30日

3 提出先

文部省社会教育局社会教育施設課（東京都千代田区霞ヶ関3の4）

4 申請書様式（略）

7 図書館法に基づく図書館協議会の法的性格について

〔昭和40年9月6日 委社第59号〕
東京都教育委員会教育長あて
文部省社会教育局長回答

照 会

図書館法（昭和25年法律第118号）第14条第1項に基づき設置する図書館協議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関と解してよいか。

回 答

お見込みのとおり。

8 司書講習の受講資格について

昭和40年12月15日 国社第65号
防衛庁教育局長あて
文部省社会教育局長回答

回 答

陸軍士官学校卒業者は、図書館法施行規則第21条第2号の規定により司書講習の受講資格を認める。
(ただし大正10年以前の入学者については従来どおりとする)

9 許可、認可等の整理に関する法律の施行について

昭和42年8月14日 文社社第255号
各都道府県教育委員会教育長あて
文部省社会教育局長通知

このたび、許可、認可等の整理に関する法律（昭和42年法律第120号）が昭和42年8月1日に公布、即日施行され、文部省関係の許認可事項についても整理が行なわれました。

整理の大要については、文部省大臣官房長より各都道府県教育委員会教育長あて昭和42年8月1日付け文総審第99号で通達されましたが、なお、社会教育法、図書館法の一部改正に関し、細部については下記事項に留意のうえ管下市町村の教育委員会その他関係方面に周知徹底を図られるとともに、適切に指導されるようお願いします。

記

- 1 従来、社会教育法第25条および第26条ならびに図書館法第11条および第24条の規定により、市町村または法人が設置する公民館、図書館の設置、廃止、設置者変更に関しては、その都度、都道府県教育委員会に対し、届出または報告を行なうこととされていたが、今後は2以下による取り扱いをすることを前提として、このたび当該規定を廃止することにより、市町村または法人は、上記の届出、報告を要しなくなり、また、都道府県教育委員会においては、設置、廃止等のたびごとに報告、届出を受理し、整理する必要がなくなり、事務が簡素化されたこと。
- 2 都道府県教育委員会が公民館、図書館に対する指導、助言、援助を適切に行なうためには、公民館の設置、廃止、設置者変更の場合のみならず、管理、運営の全般にわたってつねにその実態を把握しておく必要があること。

都道府県教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第12号、第48条第2項第6号、および第54条第2項によつて公立の公民館、図書館に関し、また、民法第67条によつて民法法人立の公民館、図書館に関し調査等を行なう権限を有しているのでこれにより必要な実態把握をするものとする。

なお、これに応じて、このたび社会教育法第6条第1号が改正され、都道府県教育委員会の事務として公民館、図書館の設置、管理に関する調査および指導に関する事務を行なうことが明確にされたこと。

- 3 文部省では従来から実態調査等により全国の公民館、図書館の実態把握につとめてきたが、今回の改正によつてこの方針は変わるものではないこと。
- 4 従来は、社会教育法第25条第2項および第26条第2項ならびに図書館法第11条第2項および第24条第2項の規定により、設置、廃止、設置者変更の報告、届出等に関し必要な事項は、都道府県教育委員会規則で定めることとされていたのも、今回当該規定が廃止されたこと。ただし、都道府県教育委員会が、上述の実態調査等を行なうため、手続等を定めることをさまたげるものではないので、今後は、適宜、必要な定めを行なつたうえ、実態把握に万全を期すようにされたいこと。

10 図書館法施行規則の一部改正について

〔昭和43年4月20日 文社社第85号〕
〔各国公私立大学長あて〕
〔文部省社会教育局長通知〕

このたび、図書館法施行規則の一部を改正する省令が、別添のとおり昭和43年3月29日文部省令第5号をもって公布され、昭和43年4月1日から施行されました。

今回の改正は、司書の講習について改善を図るもので、改正の要点およびその取り扱いは、下記のとおりでありますので、今後の事務処理等についてよろしく申し上げます。

記

- 1 司書講習の受講資格に関し、大学に2年以上在学して62単位以上を修得した者または高等専門学校を卒業した者は、司書講習を受けることができることとし、司書補となる資格を有する者が司書講習を受ける場合には、2年以上の司書補（国立国会図書館、大学または高等専門学校の附属図書館の職員で司書補に相当するものを含む。）としての勤務経験を必要とすることとしたこと。

この改正は、司書講習の受講資格を短期大学卒業程度にそろえ、講習の能率的かつ円滑な実施を図るものであるが、これによって大学在学中のものも受講することができるようになること。

- 2 図書館活動の発展に即して司書の資質の向上を図るため、司書講習の科目の編成を新しくするとともに単位数を増加し、司書となる資格を得るためには、次の表の甲群のすべての科目の単位ならびに乙群および丙群の科目の単位のうちからそれぞれ2科目以上2単位以上、計19単位以上を修得しなければならないこととしたこと。

（次の表）略

（科目の内容は、別紙Ⅰのとおりである。）

- 3 司書講習の受講者が、既に大学において司書講習の科目に相当する単位を修得している場合における講習科目の単位の修得の免除については、従来附則第3項に規定されていたが、本則事項として第

4 条第 2 項に規定したこと。

なお、大学において修得した単位であって司書講習の科目の単位に相当するものの認定は、従来「司書講習の相当科目単位認定について」（昭和26年1月11日 文社施第562号国、公、私立大学長あて文部次官通達）に基づいて行なっていたが、今後、図書館法施行規則第4条第2項の規定による司書講習の相当科目の単位の認定に関しては、別紙Ⅱの様式により、書類を提出すること。

4 司書および司書補の講習の修了証書を与える者を、文部大臣から講習を行なう大学の長に改めたこと。またこれに伴い、講習を行なう大学の長が修了証書を授与したときは、その者の氏名を文部大臣に報告しなければならないこととしたこと。

5 その他所要の経過措置等を定めたこと。

別 添（略）

11 図書館が重度身体障害者に貸し出す図書の郵送について

〔昭和51年1月23日 国社第7号〕
〔各都道府県教育委員会教育長あて〕
〔文部省社会教育局長通知〕

このたび、郵便規則（昭和22年通信省令第34号）の一部が改正され、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館が重度身体障害者を対象として郵便による図書の貸出業務を行う場合には、身体障害者用書籍小包郵便物として別添のとおり取り扱われることになり、このほど、その周知方について郵政省郵務局長から依頼がありましたのでお知らせします。

ついては、管下の図書館に対し、周知方よろしく願います。

別添 郵便法及び郵便規則の一部改正について（依命通達）（抄）

〔昭和51年1月20日 郵郵業第10号〕
〔郵政局長，沖縄郵政管理事務所長，郵便局長あて〕
〔郵務局長，経理局長名〕

5 身体障害者用書籍小包郵便物に関する規定の創設

図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館（以下「図書館」という。）において重度身体障害者との間に郵便による図書の閲覧の業務が行われる場合には、次により料金の割安な身体障害者用書籍小包郵便物として取り扱われる道が開かれたこと。（則第39条の2）

（注1） 図書館法第2条第1項の図書館は、地方公共団体、日本赤十字社又は公益法人が設置するもの（学校図書館を除く。）である。

（注2） 重度身体障害者としては、公職選挙法上、郵便による在宅投票が認められる程度のものを予定している。

(1) 発受届の提出

ア 身体障害者用書籍小包郵便物を発受しようとする図書館は、あらかじめその所在地の郵便物配達受持郵便局に、付録様式第6の6による届出を提出しなければならないこと。(則第39条の3)

この場合において、発受届には、郵便による図書の閲覧業務に関する資料を添付しなければならないこととされているが、その資料としては、郵便による図書の閲覧業務を行う旨の根拠法令(条例、規則、定款等)、貸出手続、閲覧者名簿(整備された後でもよい。)等を提出させること。

イ 郵便局が発受届を受理したときは、その旨を地方郵政局を經由して本省郵務局業務課へ報告すること。

(2) 差出し方

身体障害者用書籍小包郵便物は、発受届をした郵便局に差し出さなければならないこと。(則第39条の4)

(3) 身体障害者用書籍小包郵便物の包装方等

身体障害者用書籍小包郵便物は、書籍小包の例によつて開封とし、その表面のみやすい所に次の区分に従つて記載等して差し出さなければならないこととされたこと。(則第39条の5)

ア 図書館から差し出されるもの

図書館用書籍小包の文字を記載すること。

イ 図書館にあてて差し出されるもの

図書館から送付を受けた次の文字を記載した票符をはり付けること。

図書館用書籍小包 図書館名

なお、図書館において大郵袋票札に類するあて名札(裏面を活用するもの)を使用して返送されるような場合には、そのあて名札に「図書館用書籍小包」なる旨の表示があれば、票符のはり付けは要しないものとする。

(参考) 郵便規則(抄)

[昭和22年12月29日 逓信省令第34号]

② 前項の郵便物には、その表面の見やすい所に次の区分に従い、当該各号に掲げる事項を記載しなければならない。

1 書籍小包郵便物 書籍小包の文字

2 身体障害者用書籍小包郵便物

イ 図書館から差し出されるもの 図書館用書籍小包の文字並びに図書館の名称及び所在地

ロ 図書館にあてて差し出されるもの 図書館用書籍小包の文字

12 図書館法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに司書及び司書補の講習において履修すべき科目の単位の修得に相当する勤務経験及び資格等を定める告示の公示等について

〔平成8年9月6日 文生学第180号
各国公私立大学長，放送大学長あて 文部省生涯学習局長通知〕

このたび、平成8年8月28日文部省令第27号をもって、別添1のとおり図書館法施行規則の一部を改正する省令が制定・公布され、また、同日文部省告示第149号をもって、別添2のとおり司書及び司書補の講習において履修すべき科目の単位の修得に相当する勤務経験及び資格等を定める告示が公示されました。これらは、いずれも平成9年4月1日から施行・適用されます。

今回の省令の改正及び告示の制定は、去る平成8年4月24日の生涯学習審議会社会教育分科審議会報告「社会教育主事，学芸員及び司書の養成，研修等の改善方策について」に基づくものです。その趣旨は、第一に図書館が時代の要請に応じ、住民の学習ニーズ等に適切に対応し、情報化をはじめとする社会の急速な変化に的確に対応できるようにするために、図書館に置かれる専門的職員である司書及び司書補の資質の向上に向け、養成内容の改善・充実を図ること、第二に生涯学習社会にふさわしい開かれた資格制度とする観点から、資格取得方法の弾力化を図ることです。その概要等、並びに改正前の図書館法施行規則第4条第2項に基づき司書講習の相当科目の単位の認定を受けている科目の単位の再認定及び経過措置については下記のとおりですので、十分御留意の上、今後の事務処理等に関し遺漏のないようお願いします。

記

I 省令の改正及び告示の概要等

1 司書

(1) 図書館活動の発展に即して、司書の資質の向上を図るため、司書講習の科目の編成を新しくするとともに単位数を増加し、司書となる資格を得るためには、次の表の甲群のすべての科目の単位及び乙群の科目の単位のうちから2科目2単位以上計20単位以上を修得しなければならないこととしたこと（各科目のねらいと内容は別添3のとおり）。

（次の表） 略

(2) 生涯学習社会にふさわしい開かれた資格制度とする観点から、司書の資格取得のための専門知識の修得として適当と思われる次の勤務経験及び資格等を適正に評価することとし、相当する分野の科目の単位を修得したものとしたこと。

（次の勤務経験及び資格等） 略

2 司書補

(1) 図書館活動の発展に即して、司書補の資質の向上を図るため、司書補講習の科目の編成を新しくし、司書補となる資格を得るためには、次の表のすべての科目の単位を修得しなければならないこととしたこと（各科目のねらいは別添4のとおり）。

(次の表) 略

- (2) 生涯学習社会にふさわしい開かれた資格制度とする観点から、司書補の資格取得のための専門知識の修得として適当と思われる次の勤務経験及び資格等を適正に評価することとし、相当する分野の科目の単位を修得したものとしたこと。

(次の勤務経験及び資格等) 略

3 経過措置等

改正前の図書館法施行規則（以下「旧規則」という。）の規定により司書又は司書補の講習を修了した者は、改正後の図書館法施行規則（以下「新規則」という。）の規定により講習を修了したものとみなし、再度講習を受ける必要はないこと。

また、旧規則の規定に基づく講習において、一部の科目の単位を修得した者については、この省令の施行日後3年以内の講習において講習を修了する場合には、当該科目の単位を、新規則のこれに相当する科目の単位とみなすこと。旧規則の科目の単位で、新規則の科目の単位に相当するものは、別添5及び別添6のとおりである。

なお、該当者は、平成9年度から平成11年度までの講習において講習を修了しない場合、平成12年度以降は、旧規則により修得した科目の単位は無効となるので注意されたいこと。

4 勤務経験の証明

各機関における勤務経験の証明は、所属長等がおおむね別添7の様式において行うこと。

II 新規則第4条第2項に基づく司書講習の相当科目の単位の認定

図書館法施行規則第4条第2項の規定による司書講習の相当科目の単位の認定に関しては、従来「図書館法施行規則の一部改正について」（昭和43年4月20日文社社第85号各国公私立大学長あて文部省社会教育局長通知）に基づいて行っていたが、今後は、以下の書類を提出すること。

- (1) 趣旨書
- (2) 開設学部・学科と開設時期、受講者数の予測
- (3) 開講科目一覧
- (4) 科目の概要
- (5) 担当教員の履歴書、教育研究業績書、就任承諾書、所属長の承諾書（就任承諾書、所属長の承諾書については、申請時に当該大学に在職していない教員についてのみ提出すること）
- (6) 施設と設備
- (7) 学則の新旧対照表（認定に関する部分）
- (8) 新学則
- (9) その他別に定めるもの

また、認定を受けた内容が変更となる場合は、変更となる部分について改めて認定を受けること。なお、担当教員に係る変更については報告をすること。

Ⅲ 旧規則第4条第2項に基づき司書講習の相当科目の単位の認定を受けている科目の単位の再認定及び経過措置

(1) 大学における新規則による相当科目への移行に関する経過措置

- ① 引き続き司書講習の相当科目の開設を希望する大学は、原則として平成9年3月31日までに、開設を予定している全科目の単位について新規則による相当科目の単位の認定を受け、平成9年4月1日をもって移行すること。
 - ② ①によることができない大学は、平成10年3月31日までに、開設を予定している全科目の単位について新規則による相当科目の単位の認定を受け、平成10年4月1日をもって移行すること。
 - ③ 平成10年4月1日までに新規則による相当科目へ移行することのできない大学は、平成12年3月31日までは旧規則による相当科目を開設することができること。
- (注) 新規則による相当科目への移行は全科目一斉に行い、一部の科目のみを新規則による相当科目へ移行することはできない。

(2) 旧規則による相当科目の単位を修得することにより資格を取得する者に関する経過措置

- ① 旧規則による相当科目の一部の単位を修得した者については、平成12年3月31日までの間においては、別添5により、旧規則による相当科目の単位を、新規則による相当科目の単位とみなすこと。
なお、同日までに資格を取得するのに必要なすべての科目の単位を修得しない場合においては、旧規則による相当科目の単位は平成12年4月1日をもって無効となること。
- ② (1)②の大学及び(1)③の大学においては、それぞれ平成10年3月31日及び平成12年3月31日までの間は、旧規則による科目の単位の修得をもって、資格の取得に必要な科目の単位を修得したものとみなすこと。

別添 1・2 (略)

別添 3

司書の講習科目のねらいと内容

科目名・単位数	ね ら い	内 容
必修科目 生涯学習概論 〔1単位〕	生涯学習及び社会教育の本質について理解を図る。	<ol style="list-style-type: none"> 1) 生涯学習の意義 2) 生涯学習と家庭教育, 学校教育, 社会教育 3) 生涯学習関連施策の動向 4) 社会教育の意義 5) 社会教育の内容・方法・形態 6) 社会教育指導者 7) 社会教育施設の概要 8) 学習情報提供と学習相談の意義
図書館概論 〔2単位〕	図書館の意義, 図書館の種類, 図書館の機能・課題・動向, 図書館政策, 関係法規, 図書館と類縁機関等との関係について解説する。	<ol style="list-style-type: none"> 1) 図書館の意義 (生涯学習と図書館, 社会の変化と図書館を含む) 2) 図書館の種類 3) 図書館の機能と課題 (館種別) 4) 図書館の動向 (図書館の現状と歴史, 情報技術の図書館への影響, 外国の図書館事情を含む) 5) 図書館行政 (図書館政策, 図書館法, 社会教育法, 地方自治法, 著作権法等を含む) 6) 他の図書館及び類縁機関等との関係 (図書館相互協力・ネットワークを含む) 7) 図書館の自由, 図書館関係団体等
図書館経営論 〔1単位〕	生涯学習社会における図書館という視点を重視して, 図書館経営にかかわる組織, 管理・運営, 各種計画について解説する。	<ol style="list-style-type: none"> 1) 図書館経営の在り方 2) 自治体行政と図書館 (他部局等との関係を含む) 3) 図書館の組織と管理・運営 4) 図書館長・館員の責務及び養成・研修 (ボランティアの養成・活用を含む) 5) 図書館サービス計画の意義と方法 (各種調査, 広報を含む) 6) 図書館の整備計画と施設, 設備, 備品 7) 図書館業務・サービスの評価 8) 情報ネットワーク形成の意義と方法 (類縁機関等との連携を含む)
図書館サービス論 〔2単位〕	利用者と直接関わる図書館サービスの意義, 特質, 方法について解説するとともに各種サービスの特質を明らかにする。	<ol style="list-style-type: none"> 1) 図書館サービスの意義と種類 (貸出, 読書案内, 情報サービス, 利用者援助, 教育・文化活動など) 2) 利用者理解と利用対象別サービス (多文化サービスを含む) 3) 図書館サービスと著作権 4) 図書館サービスとボランティア 5) 図書館サービスの協力 (他の図書館, 関連機関との連携・協力等)

科目名・単位数	ね ら い	内 容
情報サービス概説 〔2単位〕	図書館における情報サービスの意義を明らかにし、レファレンスサービス、情報検索サービス等について総合的に解説する。	1) 情報サービス一般の広がりとは図書館が行う情報サービスの位置付け 2) 図書館における情報サービスの意義と種類（レファレンスサービス、レフェラルサービス、カレンダーアウェアネスサービス等） 3) 情報及び情報探索行動についての基本的理解 4) レファレンスプロセス（レファレンス質問の受付から回答まで、マニュアル検索とコンピュータ検索を含む） 5) 情報検索サービスの方法・プロセス・評価 6) 主要な参考図書、データベースの解説と評価 7) 参考図書及びその他の情報源の組織（二次資料の作成にも触れる） 8) 各種情報源の特質と利用法
レファレンスサービス演習 〔1単位〕	参考図書その他の情報源の利用や作成、レファレンス質問の回答処理の演習を通して、実践的な能力の養成を図る。	1) レファレンスサービスの方法と実際 2) 参考図書評価の実際 3) レファレンスコレクション構築の実際 4) インフォメーションファイルの編成の実際 5) 二次資料作成の実際 6) レファレンスインタビュー・質問回答の実際
情報検索演習 〔1単位〕	データベースの検索の演習を通して、実践的な能力の養成を図る。	1) データベース検索の実際（オンラインの他、オンディスクの演習も含む）
図書館資料論 〔2単位〕	図書館資料全般の特質を論じ、その出版と流通、選択、選書ツール、保存管理について解説する。新しいメディアの特質やその利用等についても触れる。	1) 情報と資料、資料の種類とその特質（資料の歴史、一次資料・二次資料についても触れる） 2) 資料の出版と流通（外国事情にも触れる） 3) 蔵書構築の方針・評価（資料選択の基準を含む） 4) 選書ツールの利用法 5) 資料の受入・除籍・保存・管理（紙の劣化防止、共同保管等を含む） 6) 新しいメディアの収集、整理、利用等及び留意点
専門資料論 〔1単位〕	人文科学、社会科学、自然科学・技術の各分野における知識の構造と資料との関係についての理解を図るために、それぞれの分野の資料の特性とその分野を代表する資料について解説する。	1) 専門分野の特性 2) 主題文献の特性と種類 3) 主要な一次・二次資料
資料組織概説 〔2単位〕	資料組織の意義・目的と方法、図書館資料の組織化について解説し、併せてコンピュータ目録については言及する。	1) 書誌コントロール・資料組織の意義、資料組織と利用者 2) 目録の意義・機能・種別、目録規則の解説と適用（主題目録形成を含む） 3) 分類の意義、日本十進分類法（NDC）等の解説と適用 4) 件名標目表の解説と適用 5) コンピュータ目録の意義と構成、管理・運用（書誌ユーティリティの利用を含む） 6) 機械的処理の方法（情報処理機器の種類と概要を含む）

科目名・単位数	ね ら い	内 容
資料組織演習 〔2単位〕	資料組織の演習を通して、実践的な能力の養成を図る。	1) 目録記入・資料分類・件名目録作成の実際 2) 書誌ユーティリティ利用の実際 3) データの収集と編集、データの入力・加工
児童サービス論 〔1単位〕	児童を対象とする各種のサービス、児童室の運営、児童図書等について総合的に解説する。併せてヤングアダルトサービスについても解説する。	1) 児童室サービスの意義及びその企画・立案 2) 児童室の運営 3) 集会・展示サービス 4) 児童サービスの実際と技術（ストーリーテリング、読み聞かせ、ブックトーク等） 5) 児童図書の収集・整理、利用上の留意点 6) 児童資料の特色と主要な資料の解説 7) ヤングアダルトサービスの意義及びその企画・立案等 8) 学校図書館等との連携・協力
必修科目 小計18単位		
選択科目 図書及び図書館史 〔1単位〕	図書の形態、印刷、普及、流通等に関し歴史的に概説し、併せて図書館の歴史的発展について解説する。	
資料特論 〔1単位〕	郷土資料、行政資料、視聴覚資料などの各種資料の特質を論じ、その生産と流通、評価、選択・収集、利用等について解説する。	
コミュニケーション論 〔1単位〕	インターパーソナルなコミュニケーションを中心に、現代におけるコミュニケーションの特性とその概要について解説する。	
情報機器論 〔1単位〕	各種情報機器の機能、種類、利用等について解説する。	
図書館特論 〔1単位〕	図書館における今日的な諸課題について取り上げ解説する。	
選択科目 小計2単位		
合 計 20単位		

別添 4

司書補の講習科目とねらい

科目名・単位数	ね ら い
生涯学習概論 〔1単位〕	生涯学習及び社会教育の本質について理解を図る。
図書館の基礎 〔2単位〕	図書館の意義、種類、機能及び図書館の組織、運営、計画等について基礎的事項を中心に解説し、併せて図書館員の責務、図書館協力、図書館の課題・動向、図書館の歴史、図書館政策、関係法規等についても言及する。
図書館サービスの基礎 〔2単位〕	図書館サービスの意義、特質、方法や図書館における情報サービス等について基礎的事項を中心に解説し、図書館サービスと著作権にも言及する。
レファレンスサービス 〔1単位〕	レファレンスの意義、レファレンス質問の受付から回答に至るレファレンスプロセス、レファレンスコレクション構築等の情報源の組織について解説する。
レファレンス資料の解題 〔1単位〕	参考図書のほか、電子形態やマイクロ形態の二次資料を中心に、その種類と特質を解説し、代表的なレファレンス資料を解題する。
情報検索サービス 〔1単位〕	情報検索サービスの意義、方法等や情報検索の実際等について解説する。
図書館の資料 〔2単位〕	図書館の資料全般について、その特質を論じ、出版と流通、選択と蔵書構築、保存管理と利用方法等について解説する。
資料の整理 〔2単位〕	図書館における資料組織の意義・目的と方法について基礎的事項を中心に解説する。
資料の整理演習 〔1単位〕	図書、視聴覚メディアの各資料の整理・組織化について演習を行い、実践的な能力の養成を図る。
児童サービスの基礎 〔1単位〕	児童を対象とする各種のサービス、児童室の運営、児童図書等について解説し、併せてヤングアダルトサービスについても解説する。
図書館特講 〔1単位〕	図書館業務に係る基礎的な内容や、図書館における今日的な諸課題について広く取り上げ解説する。
合 計 15単位	

別添 5

経過期間における旧規則による科目の単位と新規則による科目の単位の読替えについて（司書）

1 次の表の右欄に掲げる旧規則による科目の単位を修得した者は、左欄に掲げる新規則による科目の単位を修得したものとみなす。

新規則による科目	単位数	旧規則による科目	単位数
生涯学習概論	1	社会教育	1
図書館概論	2	図書館通論	2
図書館サービス論	2	図書館活動	2
情報サービス概説	2	参考業務	2
レファレンスサービス演習	1	参考業務演習	1
情報検索演習	1	情報管理	1
図書館資料論	2	図書館資料論	2
資料組織概説	2	資料目録法	2
		資料分類法	2
資料組織演習	2	資料目録法演習	1
		資料分類法演習	1
児童サービス論	1	青少年の読書と資料	1
図書及び図書館史	1	図書及び図書館史	1
資料特論	1	資料整理法特論	1
コミュニケーション論	1	マスコミュニケーション	1
情報機器論	1	視聴覚教育	1

2 (1) 大学が、新規則の「資料組織概論」の相当科目を分割して解説する場合において、開設する科目のうち旧規則の「資料目録法」又は「資料分類法」に該当する部分であるとして文部大臣が認めた科目（以下「新資料目録法」「新資料分類法」という。）の単位については、旧規則の「資料目録法」の単位を修得した者は「新資料目録法」の単位を、旧規則の「資料分類法」の単位を修得した者は「新資料分類法」の単位を、それぞれ修得したものとみなす。

(2) 新規則の「資料組織演習」と旧規則の「資料目録法演習」及び「資料分類法演習」の読替えについても(1)と同様とする。

3 次の表の右欄に掲げる旧規則による科目のうちいずれか1の科目の単位を修得した者は、左欄に掲げる新規則による科目の単位を修得したものとみなす。

新規則による科目	単位数	旧規則による科目	単位数
専門資料論	1	人文科学及び社会科学の書誌解題	1
		自然科学と技術の書誌解題	1
図書館特論	1	図書館の施設と設備	1
		社会調査	1

（備考）新規則の「図書館経営論」に相当する旧規則の科目はない。

別添 6

経過期間における旧規則による科目の単位と新規則による科目の単位の読替えについて（司書補）

1 次の表の右欄に掲げる旧規則による科目の単位を修得した者は、左欄に掲げる新規則による科目の単位を修得したものとみなす。

新規則による科目	単位数	旧規則による科目	単位数
生涯学習概論	1	社会教育	1
図書館サービスの基礎	2	閲覧と貸出	2
レファレンス資料の解題	1	参考書解題	1
図書館の資料	2	図書整理法	2
		視聴覚資料	1
資料の整理	2	図書の目録と分類	3
資料の整理演習	1		

2 次の表の右欄に掲げる旧規則による科目のうちいずれか1の科目の単位を修得した者は、左欄に掲げる新規則による科目の単位を修得したものとみなす。

新規則による科目	単位数	旧規則による科目	単位数
図書館特講	1	製本と修理	1
		複写技術	1
		ジャーナリズム	1
		速記法	1

3 次の表の右欄に掲げる旧規則によるイ群の科目及びロ群のうちいずれか1の科目の単位を修得した者は、左欄に掲げる新規則による科目の単位を修得したものとみなす。

新規則による科目	単位数	旧規則による科目	単位数
図書館の基礎	2	イ 群 図書館概論	1
		図書館統計	1
		ロ 群 図書館史	1
		図書館施設	1

（備考）新規則の「レファレンスサービス」「情報検索サービス」「児童サービスの基礎」に相当する旧規則の科目はない。

13 「公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等について」の一部改正について

〔平成18年10月2日 18文科生第286号
各都道府県教育委員会教育長あて 文部科学省生涯学習政策局長通知〕

公立社会教育施設整備費補助金を受けて建設した施設の財産処分に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）及び「公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等について」（平成10年3月31日生涯学習局長裁定。以下「裁定」という。）により取り扱ってきたところです。

この度、昨今の市町村合併等による社会教育施設の組織の再編等が行われていることを鑑み、公立社会教育施設の財産処分について譲渡及び貸与に関する規定を追加することといたしました。

ついては、別添のとおり裁定を一部改正しましたので、このことについて域内の市町村に周知いただくようお願いするとともに、事務処理に遺漏の無いようお願いいたします。

（別紙1）公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等について

〔平成10年3月31日
生涯学習局長裁定
平成18年10月2日改正〕

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に規定する公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等についての取扱いは、原則として次によるものとする。

1 財産処分を行おうとする場合は、文部科学大臣に、申請書を提出し、承認を得るものとする。その場合、次の①～③の要件を充たすものであって、以下の(1)～(5)のいずれかに該当する場合について、国庫補助金相当額の国庫への納付を要せず、財産処分を承認する。

なお、(1)～(4)については、文部科学大臣への報告書の提出をもって文部科学大臣の承認があったものとして取り扱う。

- ① 財産処分がやむを得ない事情によるものであること。
- ② 従前行ってきた社会教育活動を確保すること。
- ③ 住民サービスの低下を招かないものであること。

(1) 取り壊し

施設の全部又は一部について取り壊しの処分をする場合は、次の①～④のいずれかの条件を充たすものとする。

- ① 構造上危険な建物。（危険建物の判定については、公立学校施設に準ずる耐力度調査の結果による）
- ② 取り壊しする施設の従前行ってきた社会教育活動を代替施設において確保する場合。（その際、耐用年数の残存期間については、代替施設で活動を維持することを条件とする。）ただし、当該代

替施設については、国庫補助を受けずに、地方公共団体単独で整備した施設であること。

- ③ 法令等に基づき処分することが必要となり、その移転補償費等により代替施設を整備するなど、社会教育活動を確保する場合。
- ④ 災害又は火災により全壊、半壊、流失、全焼又は半焼した建物。

(2) 転用

施設の全部又は一部について転用の処分をする場合は、次の①～③のいずれかの条件を充たすものとする。

- ① 施設の全部を、社会福祉施設、庁舎等の公的施設として無償で転用する（条例設置）場合で、転用する施設の従前行ってきた社会教育活動を代替施設において確保する場合。（その際、耐用年数の残存期間については、代替施設で活動を維持することを条件とする。）ただし、当該代替施設については、国庫補助を受けずに、地方公共団体単独で整備した施設であること。
- ② 施設の全部又は一部を他の社会教育施設又は文部科学省が別に定める同種の事業を実施する類似施設として無償で転用する（条例設置）場合。
- ③ 施設の一部を当該施設本来の業務に支障のない範囲で、社会福祉施設、庁舎等の公的施設として無償で転用する（条例設置）場合。

(3) 目的外使用

教育委員会、役場支所、出張所の事務室等地方公共団体の施設の新築、増改築（条例設置）等に伴い、施設の一部を当該施設本来の業務に支障のない範囲で、その事務室等として、期限を限って目的外使用するもの。

(4) 譲渡又は貸与

他の地方公共団体へ無償で譲渡又は貸与する場合は、次のいずれかの条件を充たすものとする。

- ① 施設の全部を、社会福祉施設、庁舎等の公的施設として無償で譲渡又は貸与する（条例設置）場合で、譲渡又は貸与する施設の従前行ってきた社会教育活動を代替施設で確保する場合。（その際、耐用年数の残存期間については、代替施設で活動を維持することを条件とする。）ただし、当該代替施設については、国庫補助を受けずに、地方公共団体単独で整備した施設であること。
- ② 施設の全部を社会教育施設又は文部科学省が別に定める同種の事業を実施する類似施設として譲渡又は貸与する（条例設置）場合。

(5) 代替施設の確保に関する扱い

上記(1)－②、(2)－①及び(4)－①において、従前行ってきた社会教育活動を複数の代替施設で確保する場合で、国庫補助を受けずに地方公共団体単独で整備した施設の他に国庫補助により整備された施設を含む場合。

- 2 上記1に該当しない場合であって、財産処分することがやむを得ないと認められるものは、文部科学大臣に申請書を提出し、文部科学大臣の承認を必要とする。この場合、原則として当該施設の耐用年数の残存期間に基づき算定する国庫補助金相当額の国庫への納付を条件として、財産処分を承認する。

- 3 文部科学大臣の承認後又は文部科学大臣に報告書の提出後、当該内容と異なる処分を行おうとする場合には、当該処分の内容に応じ文部科学大臣の承認又は文部科学大臣への報告が必要である。ただし、上記2に規定する納付金を国庫に納付した場合は、この限りではない。
- 4 この裁定は、平成18年10月2日から適用する。

(別紙2) 公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の事務処理要領

1 目的

- (1) この事務処理要領は、「公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等について」(平成10年3月31日付け生涯学習局長裁定(以下「裁定」という。))に係る事務取扱の適正な執行を確保することを目的とする。
- (2) 財産処分の事務処理については、裁定に定めるもののほか、この事務処理要領によるものとする。

2 対象とする施設

裁定において、対象となる施設は、「公立社会教育施設整備費補助金」により整備した社会教育施設を対象とする。

3 施設の定義等

- (1) 裁定1-(2)-①及び1-(4)-①において転用、譲渡又は貸与する施設は、原則として次の施設に限るものとする。

学校、体育館、武道場等の社会体育施設、文化会館等の文化施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、児童館、保育所及び養護施設等の児童福祉施設、老人福祉センター、老人憩いの家、老人サービスセンター及び特別養護老人ホーム等の老人福祉施設、身体障害者サービスセンター並びに身体障害者療護施設及び精神薄弱者厚生施設等の厚生福祉施設、勤労青少年ホーム、働く婦人の家等の勤労者施設、農村環境改善センター、構造改善センター等の農林漁業関係施設、女性センター等の女性施策関連施設、コミュニティセンター、公害防止施設、防災施設、医療施設、試験研究施設、研修施設及び庁舎、役所の支所・出張所。

- (2) 裁定1-(2)-②及び1-(4)-②において転用、譲渡又は貸与する類似施設は、原則として次の施設に限るものとし、その際、類似施設の規模、職員、事業内容等、転用する施設の概要の資料を添付すること。

- ① 公民館を公民館類似施設に転用する場合
- ② 公民館の一部を他の社会教育施設、文化施設、社会体育施設に転用する場合
- ③ 図書館を図書館同種施設に転用する場合
- ④ 登録博物館を博物館相当施設又は博物館類似施設に転用する場合

- (3) 裁定1-(2)-③及び1-(3)において、施設の一部を転用若しくは目的外使用する場合、その面積は、原則として施設の建物延べ面積の10%未満又は100㎡未満のいずれか少ない面積に限るものとし、転用する施設は、原則として上記3-(1)において掲げる施設に限るものとする。

ただし、地方公共団体単独で概ね従前の施設機能を上回る代替施設を整備又は別途文部科学大臣の承認を受けた場合はこの限りではない。

(4) 上記において、記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合はこの限りではない。

4 申請書又は報告書の提出時期

財産処分を行おうとする者は、原則として当該処分を行う前に様式1による財産処分申請書又は様式2による財産処分報告書を提出しなければならない。

なお、災害等で被災した場合にあっては、事後速やかに提出するものとする。

5 経由機関

(1) 市町村が申請書又は報告書を提出しようとする場合は、都道府県教育委員会を経由して提出するものとする。

(2) この場合において、都道府県教育委員会は意見を付するものとする。

6 附 則

この要領は、平成18年10月2日から適用する。

「公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等について」新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等について</p> <p style="text-align: right;">平成10年3月31日 生涯学習局長裁定 平成18年10月2日改正</p> <p>補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に規定する公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等についての取扱いは、原則として次によるものとする。</p> <p>1 財産処分を行おうとする場合は、文部科学大臣に、申請書を提出し、承認を得るものとする。その場合、次の①～③の要件を充たすものであって、以下の(1)～(5)のいずれかに該当する場合について、<u>国庫補助金相当額の国庫への納付を要せず、財産処分を承認する。</u> なお、(1)～(4)については、<u>文部科学大臣への報告書の提出をもって文部科学大臣の承認があったものとして取り扱う。</u></p> <p>① 財産処分がやむを得ない事情によるものであること。 ② 従前行ってきた社会教育活動を確保すること。 ③ 住民サービスの低下を招かないものであること。 (削除)</p> <p>(1) 取り壊し 施設の全部又は一部について取り壊しの処分をする場合は、次の①～④のいずれかの条件を充たすものとする。 ① 構造上危険な建物。(危険建物の判定については、公立学校施設に準ずる耐力度調査の結果による) ② 取り壊しする施設の従前行ってきた社会教育活動を代替施設において確保する場合。(その際、耐用年数の残存期間については、<u>代替施設で活動を維持することを条件とする。</u>)ただし、当該代替施設については、<u>国庫補助を受けずに、地方公共団体単独で整備した施設であること。</u> ③ 法令等に基づき処分することが必要となり、その移転補償費等により代替施設を整備するなど、社会教育活動を確保する場合。 ④ 災害又は火災により全壊、半壊、流失、全焼又は半焼した建物。</p> <p>(2) 転用 施設の全部又は一部について転用の処分をする場合は、次の①～③のいずれかの条件を充たすものとする。 ① 施設の全部を、社会福祉施設、庁舎等の公的施設として無償で転用する(条例設置)場合で、<u>転用する施設の従前行ってきた社会教育活動を代替施設において確保する場合。(その際、耐用年数の残存期間については、代替施設で活動を維持することを条件とする。)</u>ただし、<u>当該代替施設については、国庫補助を受けずに、地方公共団体単独で整備した施設であること。</u></p>	<p style="text-align: center;">公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等について</p> <p style="text-align: right;">平成10年3月31日 生涯学習局長裁定 平成16年3月31日改正</p> <p>補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に規定する公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等についての取扱いは、原則として次によるものとする。</p> <p>1 次の①～③の要件を充たすものであって、以下の(1)～(3)のいずれかに該当する場合について、<u>文部科学大臣に報告書の提出があったときは、文部科学大臣の承認があったものとして取り扱う。</u></p> <p>① 財産処分がやむを得ない事情によるものであること。 ② 従前行ってきた社会教育活動を確保すること。 ③ 住民サービスの低下を招かないものであること。 なお、報告書の提出後、当該報告内容と異なる処分を行おうとする場合には、<u>当該処分の内容に応じ文部科学大臣の承認又は文部科学大臣への報告が必要である。</u></p> <p>(1) 取り壊し 施設の全部又は一部について取り壊しの処分をする場合は、次の①～④のいずれかの条件を充たすものとする。 ① 構造上危険な建物。(危険建物の判定については、公立学校施設に準ずる耐力度調査の結果による) ② 取り壊しする施設の従前行ってきた社会教育活動を確保する場合。(その際、耐用年数の残存期間を勘案する。)ただし、<u>代替施設において活動を確保していく場合は、当該代替施設については、国庫補助を受けずに、地方公共団体単独で整備した施設であること。</u> ③ 法令等に基づき処分することが必要となり、その移転補償費等により代替施設を整備するなど、社会教育活動を確保する場合。 ④ 災害又は火災により全壊、半壊、流失、全焼又は半焼した建物。</p> <p>(2) 転用 施設の全部又は一部について転用の処分をする場合は、次の①～③のいずれかの条件を充たすものとする。 ① 施設の全部を、社会福祉施設、庁舎等の公的施設として無償で転用する(条例設置)場合で、<u>転用する施設の従前行ってきた社会教育活動を確保する場合。(その際、耐用年数の残存期間を勘案する。)</u>ただし、<u>代替施設において活動を確保していく場合は、当該代替施設については、国庫補助を受けずに、地方公共団体単独で整備した施設であること。</u></p>

新	旧
<p>② 施設の全部又は一部を他の社会教育施設又は文部科学省が別に定める同種の事業を実施する類似施設として無償で転用する（条例設置）場合。</p> <p>③ 施設の一部を当該施設本来の業務に支障のない範囲で、社会福祉施設、庁舎等の公的施設として無償で転用する（条例設置）場合。</p> <p>(3) 目的外使用 教育委員会、役場支所、出張所の事務室等地方公共団体の施設の新築、増改築（条例設置）等に伴い、施設の一部を当該施設本来の業務に支障のない範囲で、その事務室等として、期限を限って目的外使用するもの。</p> <p>(4) 譲渡又は貸与 他の地方公共団体へ無償で譲渡又は貸与する場合は、次のいずれかの条件を充たすものとする。 ① 施設の全部を、社会福祉施設、庁舎等の公的施設として無償で譲渡又は貸与する（条例設置）場合で、譲渡又は貸与する施設の従前行ってきた社会教育活動を代替施設で確保する場合。（その際、耐用年数の残存期間については、代替施設で活動を維持することを条件とする。）ただし、当該代替施設については、国庫補助を受けずに、地方公共団体単独で整備した施設であること。 ② 施設の全部を社会教育施設又は文部科学省が別に定める同種の事業を実施する類似施設として譲渡又は貸与する（条例設置）場合。</p> <p>(5) 代替施設の確保に関する扱い 上記(1)－②、(2)－①及び(4)－①において、従前行ってきた社会教育活動を複数の代替施設で確保する場合で、国庫補助を受けずに地方公共団体単独で整備した施設の他に国庫補助により整備された施設を含む場合。</p> <p>2 上記1に該当しない場合であって、財産処分することがやむを得ないと認められるものは、文部科学大臣に申請書を提出し、文部科学大臣の承認を必要とする。この場合、原則として当該施設の耐用年数の残存期間に基づき算定する国庫補助金相当額の国庫への納付を条件として、財産処分を承認する。</p> <p>3 文部科学大臣の承認後又は文部科学大臣に報告書の提出後、当該内容と異なる処分を行おうとする場合には、当該処分の内容に応じ文部科学大臣の承認又は文部科学大臣への報告が必要である。ただし、上記2に規定する納付金を国庫に納付した場合は、この限りではない。</p> <p>4 この裁定は、平成18年10月2日から適用する。</p>	<p>② 施設の全部を他の社会教育施設又は文部科学省が別に定める同種の事業を実施する類似施設として無償で転用する（条例設置）場合。</p> <p>③ 施設の一部を当該施設本来の業務に支障のない範囲で、<u>他の社会教育施設、社会福祉施設、庁舎等の公的施設として無償で転用する（条例設置）場合。</u></p> <p>(3) 目的外使用 教育委員会、役場支所、出張所の事務室等地方公共団体の施設の新築、増改築（条例設置）等に伴い、施設の一部を当該施設本来の業務に支障のない範囲で、その事務室等として、期限を限って目的外使用するもの。</p> <p>2 上記1に該当しない場合であって、財産処分することがやむを得ないと認められるものは、原則として次の(1)、(2)により取り扱うものとする。 (1) 代替施設の確保に関する扱い 取り壊し又は転用の際、従前行ってきた社会教育活動を確保するため、その活動の一部が国庫補助金を受けた代替施設において行われる場合には、<u>国庫補助金相当額の国庫への納付を要せず財産処分を承認する。（その際、耐用年数の残存期間を勘案する。）</u></p> <p>(2) 国庫補助金相当額の国庫への納付 当該施設の耐用年数の残存期間に基づき算定する国庫補助金相当額の国庫への納付を条件として財産処分を承認する。</p> <p>3 この裁定は、平成16年3月31日から適用する。</p>

「公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等について」新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等について</p> <p style="text-align: right;">平成10年3月31日 生涯学習局長裁定 平成18年10月2日改正</p> <p>補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に規定する公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等についての取扱いは、原則として次によるものとする。</p> <p>1 財産処分を行おうとする場合は、文部科学大臣に、申請書を提出し、承認を得るものとする。その場合、次の①～③の要件を充たすものであって、以下の(1)～(5)のいずれかに該当する場合について、<u>国庫補助金相当額の国庫への納付を要せず、財産処分を承認する。</u> なお、(1)～(4)については、<u>文部科学大臣への報告書の提出をもって文部科学大臣の承認があったものとして取り扱う。</u></p> <p>① 財産処分がやむを得ない事情によるものであること。 ② 従前行ってきた社会教育活動を確保すること。 ③ 住民サービスの低下を招かないものであること。 (削除)</p> <p>(1) 取り壊し 施設の全部又は一部について取り壊しの処分をする場合は、次の①～④のいずれかの条件を充たすものとする。 ① 構造上危険な建物。(危険建物の判定については、公立学校施設に準ずる耐力度調査の結果による) ② 取り壊しする施設の従前行ってきた社会教育活動を代替施設において確保する場合。(その際、耐用年数の残存期間については、<u>代替施設で活動を維持することを条件とする。</u>)ただし、当該代替施設については、<u>国庫補助を受けずに、地方公共団体単独で整備した施設であること。</u> ③ 法令等に基づき処分することが必要となり、その移転補償費等により代替施設を整備するなど、社会教育活動を確保する場合。 ④ 災害又は火災により全壊、半壊、流失、全焼又は半焼した建物。</p> <p>(2) 転用 施設の全部又は一部について転用の処分をする場合は、次の①～③のいずれかの条件を充たすものとする。 ① 施設の全部を、社会福祉施設、庁舎等の公的施設として無償で転用する(条例設置)場合で、<u>転用する施設の従前行ってきた社会教育活動を代替施設において確保する場合。(その際、耐用年数の残存期間については、代替施設で活動を維持することを条件とする。)</u>ただし、<u>当該代替施設については、国庫補助を受けずに、地方公共団体単独で整備した施設であること。</u></p>	<p style="text-align: center;">公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等について</p> <p style="text-align: right;">平成10年3月31日 生涯学習局長裁定 平成16年3月31日改正</p> <p>補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に規定する公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等についての取扱いは、原則として次によるものとする。</p> <p>1 次の①～③の要件を充たすものであって、以下の(1)～(3)のいずれかに該当する場合について、<u>文部科学大臣に報告書の提出があったときは、文部科学大臣の承認があったものとして取り扱う。</u></p> <p>① 財産処分がやむを得ない事情によるものであること。 ② 従前行ってきた社会教育活動を確保すること。 ③ 住民サービスの低下を招かないものであること。 なお、報告書の提出後、当該報告内容と異なる処分を行おうとする場合には、<u>当該処分の内容に応じ文部科学大臣の承認又は文部科学大臣への報告が必要である。</u></p> <p>(1) 取り壊し 施設の全部又は一部について取り壊しの処分をする場合は、次の①～④のいずれかの条件を充たすものとする。 ① 構造上危険な建物。(危険建物の判定については、公立学校施設に準ずる耐力度調査の結果による) ② 取り壊しする施設の従前行ってきた社会教育活動を確保する場合。(その際、耐用年数の残存期間を勘案する。)ただし、<u>代替施設において活動を確保していく場合は、当該代替施設については、国庫補助を受けずに、地方公共団体単独で整備した施設であること。</u> ③ 法令等に基づき処分することが必要となり、その移転補償費等により代替施設を整備するなど、社会教育活動を確保する場合。 ④ 災害又は火災により全壊、半壊、流失、全焼又は半焼した建物。</p> <p>(2) 転用 施設の全部又は一部について転用の処分をする場合は、次の①～③のいずれかの条件を充たすものとする。 ① 施設の全部を、社会福祉施設、庁舎等の公的施設として無償で転用する(条例設置)場合で、<u>転用する施設の従前行ってきた社会教育活動を確保する場合。(その際、耐用年数の残存期間を勘案する。)</u>ただし、<u>代替施設において活動を確保していく場合は、当該代替施設については、国庫補助を受けずに、地方公共団体単独で整備した施設であること。</u></p>

新	旧
<p>② 施設の全部又は一部を他の社会教育施設又は文部科学省が別に定める同種の事業を実施する類似施設として無償で転用する（条例設置）場合。</p> <p>③ 施設の一部を当該施設本来の業務に支障のない範囲で、社会福祉施設、庁舎等の公的施設として無償で転用する（条例設置）場合。</p> <p>(3) 目的外使用 教育委員会、役場支所、出張所の事務室等地方公共団体の施設の新築、増改築（条例設置）等に伴い、施設の一部を当該施設本来の業務に支障のない範囲で、その事務室等として、期限を限って目的外使用するもの。</p> <p>(4) 譲渡又は貸与 他の地方公共団体へ無償で譲渡又は貸与する場合は、次のいずれかの条件を充たすものとする。 ① 施設の全部を、社会福祉施設、庁舎等の公的施設として無償で譲渡又は貸与する（条例設置）場合で、譲渡又は貸与する施設の従前行ってきた社会教育活動を代替施設で確保する場合。（その際、耐用年数の残存期間については、代替施設で活動を維持することを条件とする。）ただし、当該代替施設については、国庫補助を受けずに、地方公共団体単独で整備した施設であること。 ② 施設の全部を社会教育施設又は文部科学省が別に定める同種の事業を実施する類似施設として譲渡又は貸与する（条例設置）場合。</p> <p>(5) 代替施設の確保に関する扱い 上記(1)－②、(2)－①及び(4)－①において、従前行ってきた社会教育活動を複数の代替施設で確保する場合で、国庫補助を受けずに地方公共団体単独で整備した施設の他に国庫補助により整備された施設を含む場合。</p> <p>2 上記1に該当しない場合であって、財産処分することがやむを得ないと認められるものは、文部科学大臣に申請書を提出し、文部科学大臣の承認を必要とする。この場合、原則として当該施設の耐用年数の残存期間に基づき算定する国庫補助金相当額の国庫への納付を条件として、財産処分を承認する。</p> <p>3 文部科学大臣の承認後又は文部科学大臣に報告書の提出後、当該内容と異なる処分を行おうとする場合には、当該処分の内容に応じ文部科学大臣の承認又は文部科学大臣への報告が必要である。ただし、上記2に規定する納付金を国庫に納付した場合は、この限りではない。</p> <p>4 この裁定は、平成18年10月2日から適用する。</p>	<p>② 施設の全部を他の社会教育施設又は文部科学省が別に定める同種の事業を実施する類似施設として無償で転用する（条例設置）場合。</p> <p>③ 施設の一部を当該施設本来の業務に支障のない範囲で、<u>他の社会教育施設、社会福祉施設、庁舎等の公的施設として無償で転用する（条例設置）場合。</u></p> <p>(3) 目的外使用 教育委員会、役場支所、出張所の事務室等地方公共団体の施設の新築、増改築（条例設置）等に伴い、施設の一部を当該施設本来の業務に支障のない範囲で、その事務室等として、期限を限って目的外使用するもの。</p> <p>2 上記1に該当しない場合であって、財産処分することがやむを得ないと認められるものは、原則として次の(1)、(2)により取り扱うものとする。 (1) 代替施設の確保に関する扱い 取り壊し又は転用の際、従前行ってきた社会教育活動を確保するため、その活動の一部が国庫補助金を受けた代替施設において行われる場合には、<u>国庫補助金相当額の国庫への納付を要せず財産処分を承認する。（その際、耐用年数の残存期間を勘案する。）</u></p> <p>(2) 国庫補助金相当額の国庫への納付 当該施設の耐用年数の残存期間に基づき算定する国庫補助金相当額の国庫への納付を条件として財産処分を承認する。</p> <p>3 この裁定は、平成16年3月31日から適用する。</p>

文 部 科 学 大 臣 殿

都道府県知事又は市町村長名

㊦

公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分承認申請書

公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分について補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定により、下記のとおり承認して下さるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 処分の内容

施 設 名	補助年度	構 造	補助面積	補助金額	処分内容	処分予定月日	備 考
			m ² ()	千円 ()			

2 経過及び処分の理由

3 添付資料

- (1) 額の確定通知書の写し
- (2) 処分する施設の平面図現況写真
- (3) 代替施設の平面図
- (4) 代替施設の条例（案）
- (5) その他参考資料

（記入要領）

1 処分の内容

- (1) 「構造区分」欄：施設台帳の構造区分（RC・S・W）を記入する。
- (2) 「補助面積」・「補助金額」欄：補助金を受けた施設の一部を処分する場合は、上段（ ）に補助の全体を下段に当該処分に係る部分を記入する。
- (3) 「処分内容」欄：財産処分の種類（転用，譲渡，交換，貸付け等）及び処分先などを記入する。

2 経過及び処分の理由

施設整備の経緯，処分の理由，代替施設の概要（施設規模・内容，事業内容，資金計画，職員体制等）について，記入すること。

3 都道府県教育委員会は，当該財産処分が適当と認められる理由等を簡潔に記した文書を添えて文部科学省に提出すること。

文 部 科 学 大 臣 殿

都道府県知事又は市町村長名 印

公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分報告書

公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分について、下記のとおり財産処分を行いますので、「公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等」（平成10年 3月31日 生涯学習局長裁定）（以下、「裁定」という。）により報告します。

記

1 処分の内容

施 設 名	補助年度	構 造	補助面積	補助金額	処分内容	処分予定月日	備 考
			m ² ()	千円 ()			

2 経過及び処分の理由

3 添付資料

- (1) 額の確定通知書の写し
- (2) 処分する施設の平面図現況写真
- (3) 代替施設の平面図
- (4) 代替施設の条例（案）
- (5) その他参考資料

（記入要領）

1 処分の内容

- (1) 「構造区分」欄：施設台帳の構造区分（RC・S・W）を記入する。
- (2) 「補助面積」、「補助金額」欄：補助金を受けた施設の一部を処分する場合は、上段（ ）に補助の全体を下段に当該処分に係る部分を記入する。
- (3) 「処分内容」欄：財産処分の種類（転用、譲渡、交換、貸付け等）及び処分先などを記入する。

2 経過及び処分の理由

施設整備の経緯、処分の理由、代替施設の概要（施設規模・内容、事業内容、資金計画、職員体制等）について記入すること。その際、裁定1－①～③の事項について明確にさせること。

3 都道府県教育委員会は、当該財産処分が適当と認められる理由等を簡潔に記した文書を添えて文部科学省に提出すること。